



衆議院憲法調査会ニュース

H13. 4. 27 Vol. 12

— 第 151 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

4月16日に、宮城県仙台市において 地方公聴会を開催しました。

意見陳述者(10名)

仙台経済同友会代表幹事	手島典男君
宮城県鹿島台町長	鹿野文永君
東北大学名誉教授	志村憲助君
東北大学文学部教授	田中英道君
専修大学法学部教授・東北大学名誉教授	小田中聰樹君
「憲法」を愛する女性ネット代表	久保田真苗君
東北福祉大学助教授	米谷光正君
弘前学院聖愛高等学校教諭	濱田武人君
専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表	遠藤政則君
みやぎ生協平和活動委員会委員長	齋藤孝子君

派遣委員(10名)

中山太郎会長	鹿野道彦会長代理
葉梨信行君(自民)	仙谷由人君(民主)
斉藤鉄夫君(公明)	藤島正之君(自由)
春名真章君(共産)	金子哲夫君(社民)
小池百合子君(保守)	近藤基彦君(21)

まず、地方公聴会の開会に当たり、中山会長から、挨拶を兼ねて会議開催の趣旨及び憲法調査会におけるこれまでの議論の概要について発言があった後、意見陳述者からの意見の聴取とそれに対する質疑が行われました。

◎意見陳述者の意見の概要

手島典男君

- ・私は、現行憲法の基本原則は今後とも堅持すべきであるが、一方で、憲法制定後50年余の間に生じた国内外の状況の変化にも対応する必要があると考える。
- ・具体的には、①大量殺傷兵器の廃絶を訴えるとともに、自衛のための組織を設けることや有事の際の危機管理の原則を明文化する、②国際機関の行う平和維持、人道支援活動に自衛隊を海外に派遣する場合があることを規定する、③重要課題に迅速、機動的に対応するため、内閣総理大臣のリーダーシップを強化する、などの事項のうち、特に緊急を要すると国会が認めるものから改正の手续をとるべきである。

鹿野文永君

- ・中学生の頃に新憲法に出会って驚きと感動を覚

えたこと、憲法の定める「地方自治の本旨」を体現しようと決意して町長選に立候補したこと、の二つの個人的体験を土台として、私は、7期27年間、非核宣言、町民憲章、環境美化条例の策定など憲法の理念に基づく町政を推進し、水害対策を通じて地方分権に努めてきた。

- ・私は、改憲をめぐる最近の状況を見聞して、これらの試練に耐えてこそ日本国憲法は人類普遍の原理として本物の最高規範たりうらと思っ
- ・憲法を論ずる前提として、すべての国民が中学校を卒業するまでに徹底した憲法教育を受けるべきである。

志村憲助君

- ・私は、生命学者という立場から、環境問題に絞って意見を申し上げる。
- ・憲法は人間の生活にかかわるものであって、他の生物との共生に関心が薄いようであるが、現在大問題となっている地球温暖化現象を考
- ・日本国憲法は、生命科学の視点から見ても、貴重な内容を有しており、特に9条は輝きを増している。相当の覚悟をもって、これを堅持すべきである。

田中英道君

- ・我が国は、世界に誇るべき技術力・経済力を有し、世界で最も貧富の差がない平和な社会を築いたが、それは、7世紀に聖徳太子が作った十七
- ・諸外国がいくらかでも残虐な戦争を行っていることを考えると、9条のように、戦争を放棄し軍隊を禁止するような偽善を指示すべきではない。日本内部の国民の幸福のみを考える「内向きの憲法」ではなく、日本の伝統的見解である十七
- ・99条により国会議員は憲法尊重擁護義務を負っているのであるから、国会の憲法調査会の調査は、当然、憲法の理念を堅持する立場からなされるべきである。

小田中聰樹君

- ・99条により国会議員は憲法尊重擁護義務を負っているのであるから、国会の憲法調査会の調査は、当然、憲法の理念を堅持する立場からなされるべきである。

第2回地方公聴会は、6月4日(月)午後1時から兵庫県神戸市にて開催されます。

- ・日本国憲法は、①その前文にあるように、国民主権、立憲民主主義、自由、平和、福祉が相互依存的関係にあることを認めるとともに、②これらの諸価値を実現させるには行政権の肥大化を抑制することが不可欠であることから、議院内閣制と違憲審査権を定めるなど、体系的に一貫した構造を持っている。
- ・また、現実的機能の面からみても、日本国憲法は、地域紛争、グローバリゼーション、政治経済の混迷といった現代的課題に、明快な理論的枠組を提供していると言える。

久保田 真 苗君

- ・戦前の日本では女性の権利はほとんど認められていなかったが、日本国憲法により女性も男性と同様の権利を認められるようになった。現行憲法は広く国民に支持されており、生活の中へ憲法の理念を持ち込むべきである。
- ・20世紀は戦争の世紀とよく言われるが、戦争防止のため多大な努力をした世紀でもある。ハーグ国際平和会議では日本国憲法9条が高く評価され、国際世論も核兵器や対人地雷禁止へと動いている。自国軍隊による国民保護の考えはもはや幻想に過ぎない。21世紀が、「人間の安全保障」が確立され、戦争が廃絶される世紀となるよう努力すべきである。

米 谷 光 正君

- ・13条は包括的人権規定として個人の尊厳や人格尊重を定めているが、人権にも「公共の福祉」や「権利の比較衡量」といった限界がある。人権イコール権利というわけではなく、人権があるから権利があるとは言えない。
- ・法は社会に追随していくものであり、法が人間を使うのではなく、人間が法を使うのである。社会を超越した憲法を作ってはならない。
- ・25条は生存権の規定であるが、このままの条文では「画に描いた餅」に過ぎず、条文の改正かこれを補足する法律が必要である。これまでは憲法の規定の足りないところを解釈で補ってきたが、もう限界に近い。これからは国民が意見を言いやすい身近な憲法へと変えていくことが必要である。

濱 田 武 人君

- ・私は教師であるが、最初は、なぜ教師になったのかという質問にはっきりと答えられなかった。その後、生徒たちの悪い見本にならないよう心がけているアメリカの教師や、地域の役に立つための具体的な将来の目標を持っているタイの生徒の姿に心を打たれ、それを契機として、単に教科を教えるだけでなく、様々な社会問題について生徒と共に考え、取り組むようになった。
- ・教師にとっては生徒との話し合いが重要であり、その中で自らのロマンを生徒に訴えることにより、世界平和を希求する生徒を育てていくことができる。9条は、そのような教師に夢とロマンを与えてくれる条文であると言える。

遠 藤 正 則君

- ・政治的無関心が蔓延し、投票権を放棄する者が多い現在の日本で、国民を本当の主権者にするためには、国民の政治参加の機会を増加させる必要がある。政策選択者である国民に政策提示者である政治家が選択肢を示して判断を迫る機会は、現行憲法上96条の憲法改正時の国民投票だけである。よって、これを活用すべきである。
- ・96条の国民投票に関する法律が未だに制定されていないのは国会の怠慢であり、速やかに「憲法改正基本法」を制定するべきである。また、96条の規定自体についても、現在改正に必要とされている各議院の総議員の3分の2以上の賛成を出席議員の過半数にする等の改正を行うべきである。

齋 藤 孝 子君

- ・身近な生活の中でも、憲法が現実には守られていないと感じることが多い。
- ・今やるべきことは、たくさんの犠牲を払って生まれてきた9条を守ることであり、これを変えることではない。
- ・「押しつけ憲法」等を論じるよりも、日本国憲法のできた理由や、日本の不十分な戦後処理について考えるべきである。
- ・一度憲法を変えてしまうと、なしくずし的に二度三度と改憲が続くことが予想されるので、憲法に手を付けるべきではない。
- ・憲法調査会の情報をもっと公開して欲しい。また、国民の意見も取り入れて慎重に審議を重ねて欲しい。

◎派遣委員からの質疑等の概要

中 山 太 郎会長

- ・本調査会に関するすべての情報は、インターネット等を通じて公開されている。特に、調査会の議論の概要は、英文でも公開され、世界に向けて情報発信をしているところである。今後とも「憲法は主権者である国民のものである」との認識に立って、情報公開に努めて参りたい。(齋藤陳述者に対して)
- ・憲法は、99条で、国会議員その他の公務員に対して憲法尊重擁護義務を規定しているが、同時に、96条において改正条項を設けている。この二つの条文の関係を、どのように考えるか。(全陳述者に対して)

葉 梨 信 行君 (自民)

- ・陳述者が挙げた憲法改正の検討事項のうち、陳述者自身が喫緊と考えるのは何か。また、その理由はどのようなものか。(手島陳述者に対して)
- ・陳述者の実際の仕事、生活上の実感として、憲法と現実のミスマッチを、どういうところで感じるか。(濱田陳述者、遠藤陳述者及び齋藤陳述者に対して)

仙 谷 由 人君 (民主)

- ・私の憲法に関する考え方をごく簡単に述べれば、

「民主主義の民主化を」という言葉に集約される。国内的にはもっと国民主権を徹底し、国際的にはアジアの平和の枠組みづくりに日本がもっと主体的に関与していくべきであるということである。

- ・現在生じている諸問題は我が国の中央集権体制に起因すると考えるが、憲法に、地方自治体と国は対等である旨及び地方自治体の課税自主権を規定することについて、どう考えるか。(鹿野陳述者及び手島陳述者に対して)
- ・最高裁判所の違憲審査権は、具体的審査制をとっていることもあって、限界にきていると思う。この際、憲法裁判所制度が必要ではないかと思われるが、いかがか。(小田中陳述者に対して)

斉藤 鉄 夫君 (公明)

- ・地球資源の問題、エネルギーの問題に関連して、憲法に環境権を明記すべきとの意見があるが、これについてどう考えるか。(濱田陳述者及び志村陳述者に対して)
- ・陳述者は、「9条は相当の覚悟をもって堅持すべき」との意見を述べたが、どういう覚悟か。(志村陳述者に対して)
- ・首相公選制を導入すべきとの意見について、どう考えるか。(手島陳述者及び遠藤陳述者に対して)

藤 島 正 之君 (自由)

- ・陳述者の言う「内向き・外向き」の議論と国家の自衛権との関係は、どのようなものか。(田中陳述者に対して)
- ・陳述者は「9条の夢とロマン」について意見を述べたが、現実には戦争が起きたりする国際情勢について、教壇でどのように教えているのか。(濱田陳述者に対して)
- ・外国の侵略に対して国民が多大な犠牲を払うことがないようにすることが、国家の役割ではないか。(遠藤陳述者に対して)

春 名 真 章君 (共産)

- ・前文及び9条の恒久的平和主義の先駆性並びに実現の条件及び可能性についてどう考えるか。また、生存権や社会権を定めた人権規定の先駆性とその活かし方についてどう考えるか。(小田中陳述者に対して)
- ・町長として、日本国憲法の重みをどう考えているか。また、暮らしを守るために憲法をどう活かしていくべきか。(鹿野陳述者に対して)

金 子 哲 夫君 (社民)

- ・陳述者は、日本国憲法が成立した時、どのような感想を持ったか。(手島陳述者に対して)
- ・現行憲法に関しては、広島、長崎及び沖縄を含むアジアで民衆が多大な犠牲を払ったことを知った上でなければ議論の意味がないと考えるが、いかがか。(久保田陳述者に対して)
- ・現在、高校の歴史の授業では、戦争の歴史や戦前の日本についてどの程度教えられているのか。(遠藤陳述者に対して)

小 池 百合子君 (保守)

- ・情報公開の規定については、国民の政治に対する信頼回復のためにも、法律ではなく憲法に規定するべきではないか。(鹿野陳述者、久保田陳述者及び米谷陳述者に対して)
- ・政治家のリーダーシップと、「コンセンサスの政治」は両立しうると考えるが、その実現は難しい。そのような中、政治不信の原因が政治家のリーダーシップの欠如にあると論じられることも多い。憲法における政治のリーダーシップの理想像についてどう考えるか。(手島陳述者及び田中陳述者に対して)

近 藤 基 彦君 (21クラブ)

- ・現行憲法は、理念的には立派なものであるが、文言が非常に難しい。このような難解な文言の憲法に初めて接する生徒の反応はどのようなものか。(遠藤陳述者及び濱田陳述者に対して)
- ・13条や25条等、憲法には個々に応じた特別な解釈をしなければ現実に適合し得ない条文が多いが、このような解釈はもはや限界なのではないか。(米谷陳述者に対して)

(傍聴者の発言の概要)

派遣委員の質疑終了後、会長から、傍聴者に対して意見を求めました。

高 田 健君

- ・憲法調査会は公開されているといっても、その傍聴手続は煩雑であり、インターネットの利用も人によっては容易ではない。調査会の活動状況をもっと国民に知らせてほしい。

佐 藤 瑩 子君

- ・これまで国会議員は所属政党の方針に従った発言ばかりをするものだと思っていたが、この地方公聴会を傍聴して、議員のみなさんが憲法を大事に思っていることを知った。
- ・議員のみなさんには、国の自衛権や基本的人権の問題等について、もっと自由に語ってほしい。そして、国民と直接議論して、議論を深めてほしいと思う。

4月26日に、第5回の憲法調査会(通算24回目)が開かれました。

まず、鹿野会長代理から、4月16日に行われた地方公聴会についての口頭報告が行われました。次いで、6月4日に、兵庫県神戸市において第2回の地方公聴会を開催することを決議しました。

鹿野会長代理からの、仙台地方公聴会についての口頭報告

団長にかわり、派遣委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

第2回地方公聴会は、6月4日(月)午後1時から兵庫県神戸市にて開催されます。

派遣委員は、中山太郎会長を団長として、幹事葉梨信行君、幹事仙谷由人君、幹事齊藤鉄夫君、委員藤島正之君、委員春名真章君、委員金子哲夫君、委員小池百合子君、委員近藤基彦君、それに私、鹿野道彦を加えた10名であります。

なお、現地において、菅原喜重郎議員及び菅野哲雄議員が参加されました。

4月16日、仙台市のホテル仙台プラザ会議室において会議を開催し、まず、中山団長から今回の地方公聴会開会の趣旨及び本調査会におけるこれまでの議論の概要の説明、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びに議事運営の順序を含めて挨拶を行った後、仙台経済同友会代表幹事：手島典男君、宮城県鹿島台町長：鹿野文永君、東北大学名誉教授：志村憲助君、東北大学文学部教授：田中英道君、専修大学法学部教授・東北大学名誉教授：小田中聰樹君、「憲法」を愛する女性ネット代表：久保田真苗君、東北福祉大学助教授：米谷光正君、弘前学院聖愛高等学校教諭：濱田武人君、専修大学北上高等学校講師・志民学習会代表：遠藤政則君、及びみやぎ生協平和活動委員会委員長：齋藤孝子君の10名から意見を聴取いたしました。

その意見内容につきまして、簡単に申し上げますと、手島君からは、憲法制定後の内外の状況は大きく変化しており、憲法はこれに対応していくべきであるとの意見、鹿野君からは、地方分権に根ざしたまちづくりを進めることが、憲法を守り育てていくことにはかならないとの意見、志村君からは、環境問題については、人間中心の考え方ではなく、他の生物との共生に意を用いるべきであるとの意見、田中君からは、我が国の伝統に根ざした見解に立って積極的に世界の平和に尽力できるような憲法を作るべきとの意見、小田中君からは、現行憲法はその思想的・理念的構造において体系的・一貫性を有し、現代的機能を果たしているとの意見、久保田君からは、女性の権利を認め、国際的に高く評価されている9条を有する現行憲法の理念を守るべきとの意見、米谷君からは、社会を超越した憲法を作ってはならず、意見の言いやすい身近な憲法に変えていくべきとの意見、濱田君からは、真剣に生徒に向き合う教師にとって9条は夢とロマンを与えてくれるとの意見、遠藤君からは、国民を本当の主権者とするために、すみやかに憲法改正手続を整備すべきとの意見及び齋藤君からは、今やるべきことは憲法を変えることではなく、憲法を誠実に守ることであるとの意見が、それぞれ開陳されました。

意見の陳述が行われた後、各委員から、憲法の定める公務員の憲法尊重擁護義務と改正条項の関係、9条、環境権、情報公開、首相公選制、憲法裁判所制度等に関する陳述者の見解などについて質疑がありました。

派遣委員の質疑が終了した後、中山団長が傍聴者の発言を求めましたところ、傍聴者から憲法調査会の議事をもっと国民に対して公開すべきとの意見及び国の基本的な問題について国民と直接に議論するこのような機会をもっと設けるべきとの意見が述べられました。

なお、会議の内容を速記により記録いたしましたので、詳細はそれによって御承知願いたいと思います。また、速記録ができ上がりましたならば、本調査会議録に参考として掲載されますよう、お取り計らいをお願いいたします。

以上で報告を終わりますが、今回の会議の開催につきましては、関係者多数の御協力により、極めて円滑に行うことができました。

ここに深く感謝の意を表する次第であります。以上、御報告申し上げます。

憲法調査会の今後の予定

今後の調査日程は、以下のとおりです。

日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)

日付	開会時刻	参 考 人 等
H13 5.17 (木)	午前 9:00	地方財政審議会委員 木村陽子君
	午後 2:00	九州大学大学院法学研究院教授 大隈義和君
6.4 (月)	午後 1:00	地方公聴会(兵庫県神戸市)

諸般の事情により変更となる場合があります。

意見窓口「憲法のひろば」

昨年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1106件(4/26現在)
- ・媒体別内訳

葉書	709	封書	195
FAX	97	E-mail	105

- ・分野別内訳

前文	27	天皇	52
戦争放棄	759	権利・義務	46
国会	24	内閣	23
司法	6	財政	9
地方自治	8	改正規定	6
最高法規	6	その他	710

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03-3581-5875
E-mail kenpou@shugiin.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。